



2026年9月18日

各 位

会 社 名 東 邦 ホ ー ル デ ィ ン グ ス 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 執 行 役 員 CEO 枝 廣 弘 巳
(コード番号 8129 東証プライム市場)
問 合 せ 先 専 務 執 行 役 員 経 営 戦 略 本 部 長 河 村 真
(電 話 03-6838-2803)

(開示事項の経過) 株主による新株予約権無償割当て差止めの仮処分の申立て
の結果に関するお知らせ

当社は、2026年6月26日開催の第78回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）において、当社が2025年10月31日付で導入した「当社株券等に係る大規模買付行為等に関する対応方針」（以下「本対応方針」といいます。）に基づく対抗措置（以下「本対抗措置」といいます。）として、3D Investment Partners Pte. Ltd.（以下「3D」といいます。）、3Dが投資一任運用サービスを提供するとされる Citco Trustees (UT) Limited（以下「CTL」といいます。）及びCTLを受託者とする とされる CITCO TRUSTEES (UT) LIMITED AS TRUSTEE OF 3D ENDEAVOR MASTER FUND- II（以下、3D 及び CTL と総称して「本大規模買付者」といいます。）が、本大規模買付行為等（3D が 2026 年 1 月 16 日付で提出した当社株券等の大規模買付行為等に係る大規模買付行為等説明書に記載された本大規模買付者による大規模買付行為等をいいます。）を行った場合に、当社取締役会が独立委員会の意見を踏まえて合理的に定める時点で、新株予約権無償割当て（以下「本新株予約権無償割当て」といいます。）の決議を行うことをご承認いただいております。

本新株予約権無償割当てについて、2026年8月14日付「株主による新株予約権無償割当て差止めの仮処分の申立てに関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、当社の株主である 3DWH・オポチュニティー・マスター・OFC-3DWH・オポチュニティー・ホールディングス（以下「3DWH」といいます。）から、本新株予約権無償割当ての差止めの仮処分の申立て（以下「本申立て」といいます。）がなされていましたが、本日、東京地方裁判所より、下記1.の内容の決定書を受領いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 決定の概要

(1) 決定日

2026年9月18日

(2) 決定の内容

債務者が令和 8 年 6 月 26 日付けの定時株主総会における第 4 号議案（新株予約権無償割当ての件）を承認する旨の決議を受けて行う新株予約権無償割当てを仮に差し止める。
申立費用は債務者の負担とする。

2. 当社の今後の対応等について

本申立てについて、当社の主張が認められなかったことは誠に遺憾であり、当社は上記の決定に対し、保全異議の申立てを行うことを予定しております。

なお、3DWH は、本申立てに係る審尋期日において、本対応方針の有効・無効や存続期間を問わず、3DWH らは、当社株式について、保有株式数 17,560,700 株（議決権割合（※）にして 27.02%）を上限として、それ以上の取得はしないことを誓約しております。

今後、開示すべき事項が生じましたら、適示に開示してまいります。

※2026 年 3 月 31 日時点の総株主の議決権の数（646,598 個）に対する割合をいいます。

以上